

2023年9月13日  
 茨城県営業戦略部観光物産課

## 茨城県宿泊施設等立地促進事業の認定 (常設型観光施設の初認定) について

県では、宿泊観光の促進と観光消費額の増加を図るため、フラッグシップとなるホテルや常設型観光施設の誘致を進めています。

この度、北茨城市の「『チームラボ』常設展・宿泊施設整備事業」及び行方市の「霞ヶ浦ふれあいランドリニューアル開発事業」の2件について、審査会等の手続きを経て、2021年度から補助対象に追加した「常設型観光施設」として「初認定」しましたので、お知らせします。

※補助制度の詳細は【別添】のとおり

### ○「北茨城『チームラボ』常設展・宿泊施設整備事業」について

事業主体	株式会社創輝 (会長 酒井 喜則、代表取締役 沼尻 良雄 北茨城市中郷町汐見ヶ丘八丁目 103 番地 20)		
事業概要	世界的アート集団である「チームラボ」が提供する「アート常設展示」において、チームラボアーキテクツ監修の「グランピング施設」を併設し、「アート×自然×温泉による体験」を提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームラボによる野外のアート展 (常設)</li> <li>・チームラボの作品とグランピングを合わせた宿泊施設や、温泉施設を完備</li> </ul>		
開業場所	北茨城市大津町 ※茨城県天心記念五浦美術館まで徒歩5分		
開業予定	2024年8月		
認定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームラボによる野外のアート常設展示や、チームラボの作品とグランピングを合わせた宿泊施設や温泉施設によって、首都圏等からの集客や周遊促進が期待できること。</li> <li>・話題性のあるコンテンツにより県北地域の新たな観光拠点となり、グランピングなど県が推進する「体験王国いばらき」を後押しする施設であること。</li> </ul>		
認定日	2023年9月13日	補助予定額	約1億円
問い合わせ先	株式会社創輝 取締役 山本 電話：029-239-5605		



○「霞ヶ浦ふれあいランドリニューアル開発事業」について

事業主体	霞ヶ浦ふれあいランド株式会社（代表取締役 笹尾 昌、行方市玉造甲 1234） SPC 代表法人：株式会社MOFF 茨城県石岡市鹿の子 2-3-22		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内動物園を核とした県内最大のレイクアクティビティ複合施設（第1弾分）</li> <li>・キャンプ場や水上アクティビティ（SUP、カヤック）、ドックラン等を展開（第2弾以降）</li> </ul>		
開業場所	行方市玉造甲		
開業予定	2023年11月30日（第1弾分）※第2弾以降も順次開業予定		
認定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内最大のレイクアクティビティ複合施設として、首都圏等からの集客や周遊促進が期待できること。</li> <li>・鹿行地域の新たな観光拠点となり、水上アクティビティやフィッシング、キャンプ、サイクリングなど県が推進する「体験王国いばらき」を後押しする施設であること。</li> </ul>		
認定日	2023年9月13日	補助予定額	約1億円
問い合わせ先	株式会社MOFF 本社 霞ヶ浦ふれあいランド事業 取締役 笹尾 電話：0299-57-3388		



再生整備 第1弾

水の科学館・動物園整備エリア

再生整備 第2弾以降

親水公園・虹の塔エリア

道の駅・観光物産館こいこいエリア

キャンプ公園エリア



○ 担当：茨城県営業戦略部観光物産課 観光戦略G 担当：海老澤・小沼  
TEL:029-301-3617 FAX:029-301-3629

【別添】

# 宿泊施設等 立地促進補助金のご案内

区分	宿泊施設(2018年～)	観光施設(2021年～)
1. 目的	本県の宿泊施設及び観光施設のフラッグシップとなり、新規顧客層の獲得やインバウンド対応などにより、本県観光のイメージ向上に資する施設の立地促進	
2. 交付要件 対象事業	①概ね100室以上及び平均客室面積20㎡以上(※) ②国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)に規定するホテルの施設基準を満たすこと ③滞納がないこと ※ 補助対象に、和風高級旅館を含む。(客室数が100室に満たなくても、経済効果(100室及び客室単価2万円の売上規模)が見込める場合は、対象)	①概ね年間30万人以上の誘客を見込める施設(※) ②滞納がないこと ※ 30万人未満であっても、同等の経済効果(集客見込が30万人及び客単価2,500円の売上規模)が見込める場合は、対象。
3. 補助率 補助額	(1)県の観光イメージの向上に特に資すると認められる場合は、補助対象経費の10%(※)に相当する額、上限10億円 (2)補助対象経費の5%に相当する額、上限5億円 ※ 10%の場合は、平均客室面積40㎡以上	(1)県の観光イメージの向上に特に資すると認められる場合は、補助対象経費の40%(※)に相当する額、上限2億円 (2)補助対象経費の20%に相当する額、上限1億円 ※ 40%の場合は、集客見込人数30万人/年以上
補助対象経費: 地方税法第341条第1号に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の合計額に相当する額		

## ○県税の特別措置(2024年3月31日まで)

- (1)対象法人 茨城県内に宿泊施設(旅館業の用に供する)を新設し、県内で従業者が5人以上増加した法人
- (2)措置内容 不動産取得税の課税免除(※)(県内全域)

※ 宿泊施設の新設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除

(土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免除対象となる場合に限る。)